

今後の予定について

中小企業庁 経営支援課

- 本日の第5回会合において、改訂ガイドライン案の大筋の合意が得られれば、検討会開催は、本会を以て終了し、以降は、メール等による連絡・調整とする。
- 第5回において合意した方針に基づき、引き続き、事務作業が必要となる、以下の点については、座長一任の下、検討会事務局と中小企業庁において、令和5年3月15日までを目処に、調整を行うこととする。作業過程や取纏前の最終段階におけるガイドライン案については、当然ながら、都度、事務局や中小企業庁より、委員・オブザーバーへの意見照会／協力依頼／報告をさせていただく予定（原則メールにて。必要に応じて個別にオンライン会議にて）。
 - 関連施策の追記・精査
 - 取組のポイントの追記・精査
 - 事例集の作成（残りの情報整理中の案件の取纏）
 - 改訂ガイドラインの全体デザイン制作
 - PR資料（ガイドラインの概要についてチラシ一枚紙等を想定）
- 改訂ガイドラインの取纏・公表時期は、以下のとおり予定（調整状況に応じて、前後する可能性あり）。

令和5年

3月15日（水）まで

改訂ガイドライン・事例集の取纏（検討会運営事務局・設置期限満了）

3月下旬～4月上旬頃（前後する可能性あり）

改訂ガイドライン・事例集公表（中企庁HPにおけるプレスリリースやミラサポサイト等への掲載を予定）

- 令和5年度は、改訂ガイドラインを中小企業に普及させ、人材戦略・人材活用の実践を促していくための取組を進めていく。そのために、まずは本検討会のオブザーバーの関係省庁、関係支援機関と継続的な意見交換を実施予定。内容・方法の詳細については、別途、中小企業庁より連絡・調整させていただく。

(以 上)